

# 青森中央短期大学後援会会則

## 第1条（名 称）

本会は、青森中央短期大学後援会と称する。

## 第2条（事務所）

本会は、事務所を青森市横内字神田12番地 青森中央短期大学内に置く。

## 第3条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を図り、会員と青森中央短期大学（以下大学という）の関係を密にし、大学の発展に寄与することを目的とする。

## 第4条（事 業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大学の教育方針の理解を促進するための事項
- (2) 学生の学業および生活に関して充実を図るための事項
- (3) 学生の福利厚生を増進するための事項
- (4) 大学主催の各種行事を援助するための事項
- (5) 大学を広く社会に紹介するための事項
- (6) 学生の就職斡旋に協力するための事項
- (7) 会員相互の連絡並びに親睦会、講演会等を開くための事項
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第5条（会員の構成）

本会は、青森中央短期大学に在籍する学生の父母及び教職員並びに本学に特別の関係を有する者をもって構成する。

## 第6条（役員構成）

本会に、下記の役員を置き、任期を1カ年とする。ただし、再選を妨げない。

- (1) 会長1名は総会において選出し、本会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
  - (2) 副会長3名(内1名は学園後援者)は総会において選出し、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
  - (3) 監事2名は総会において選出し、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
  - (4) 委員は会長より委嘱し、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、職務を行う。
- 2、本会に顧問を置くことができる。
- (1) 理事長及び学長を常任顧問とする。

- (2) 顧問は役員会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じる。

#### 第7条（会 議）

会議を分けて総会および役員会とする。

- 2. 総会は原則として、毎年度1回開き、下記の事項を行う。
  - (1) 庶務及び会計報告
  - (2) 予算・決算の審議・承認
  - (3) 会則の変更
  - (4) 役員を選出
  - (5) その他必要な事項
- 3. 役員会は、原則として毎年度1回以上開き、下記の事項を行う。
  - (1) 本会の運営に関する協議
  - (2) 総会において審議する事項
  - (3) 事業の遂行
  - (4) その他緊急事項に関する審議・承認
- 4. 総会および役員会の決議は出席人員の3分の2以上の同意を要するものとする。
- 5. 臨時総会は、会長または役員会において、必要と認めるときこれを開く。

#### 第8条（経 費）

本会の事業及び管理並びに運営に要する経費は、次の収入をもってこれに当てる。

- (1) 入会金及び会費
  - (2) 寄付金
  - (3) その他の収入
- 2. 本会の入会金及び会費の額並びに徴収方法は別に定める。

#### 第9条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第10条（委 任）

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1. この会則は平成18年9月24日から施行する。
  - 2. 平成19年9月23日改正（役員構成）
- 平成22年10月23日改正（役員構成）